

第 1 3 8 6 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 木曜日

開会 9 時 3 0 分 閉会 1 1 時 1 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	星川 茂一
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	奥野 史子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0 人

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 3 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 8 5 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 1 件，議案 2 件

イ 非公開の承認

報告 1 件，議案 2 件については，訴訟及び不服申立てに関する案件，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告 1 件、議案 2 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 報告事項

報告 1 件について、訴訟及び不服申立てに関する案件であり、非公開。

オ 議決事項

議第 3 1 号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

本件は、教職員の昇給制度及び扶養手当について改正するものだが、これは、国の制度を踏まえた市総体としての見直しに準ずるものである。条例改正については、2 月議会に提案したいと考えている。

まず、昇給制度については、5 5 歳を超える教職員の昇給号給数について見直しを行う。国においては平成 2 6 年 1 月の昇給から実施されているものである。

教職員の昇給は、勤務成績に応じて昇給号給数を定めており、現行では、通常で 1 年に 4 号給昇給するところ、5 5 歳を超える教職員については、既に 2 号給のみに抑制されている。ただし、教職員は評価結果を給与面でプラス反映しているため、勤務成績が特に良好である場合は、3 号給以上昇給することができる。

今回の条例改正は、5 5 歳を超える教職員については、「昇給しないこと」、「3 2 年度まで経過措置を設けること」について定めるものである。なお、さらに具体については規則で定めることとなっているため、条例改正後、3 月に改めてお諮りさせていただく。

また、平成 3 0 年 4 月から平成 3 3 年 3 月までを経過措置期間とし、この間においては 1 号給昇給することを標準とする。

次に、扶養手当については配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げる等の見直しを行う。国及び京都府では 2 9 年 4 月から実施されているものである。

この見直しは、配偶者や子ども以外の扶養親族に係る手当額の見直しも含まれているが、ここでは主な改正部分である配偶者と子どもを事例として見直しの内容を御説明させていただく。

現行の支給額は、配偶者については月額 1 3, 9 0 0 円、子どもについては月額 6, 4 0 0 円を基本としている。今回の改正で、配偶者については月額 6, 5 0 0 円、子どもについては 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までは月額 1 0, 0 0 0 円を基本とすることとなる。

ただし、激変緩和の観点から平成30年4月から平成33年3月までを経過措置期間とし、段階的に手当額を見直すこととする。

具体的な支給例としては、例えば扶養対象となる配偶者1人のみの場合、つまり扶養対象となる子どもがいない夫婦で片方だけが仕事に就いているような場合、現行では13,900円支給されるが、平成33年度以降は6,500円となる。

一方、扶養対象外の配偶者1人と扶養対象となる子ども2人の場合、つまり共働き家庭で子ども2人を養育しているような場合、現行では13,300円支給されるが、平成33年度以降は20,000円となる。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】55歳を超える教職員については昇給させないこととするのは、国に準じた取扱いか。

【在田教育長】国は、既にそのようになっている。

退職手当を平均で約78万円引き下げることを内容とする見直しについて、職員団体との交渉が始まっているところ。5年前に約400万円下げているので、これと合わせると1人あたり500万円ほど下がることになる。

(議決)

教育長が、議第31号「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第32号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 榎木 総務課長)

地方自治体の職員の定数については、地方自治法第172条第3項により、条例で定めることとなっている。本件は、この規定に基づき、行財政局が2月市会において平成30年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会関係分の改正を市長に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字であるため、実際の職員数は職員定数よりも少ない。また、平成29年度より府費負担教職員の給与費が府から移譲されたことに伴い、市立小・中・総合支援学校の「旧府費負担教職員」も本条例の対象となっている。

改正内容について御説明する。条例定数の増減について、30年度は昨年度比で97名減を予定している。本市ではこれまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んでおり、「はばたけ未来へ！京プラン」において平成23年度から32年度までの10年間に1,400人の職員を削減する「部門別定員管理計画」を掲げ、定員適正化に努めてところである。

教育委員会においては、平成２４年度から平成２７年度の４年間で、計画を上回る合計１８９人の削減を実施し、目標を達成。さらに、平成２８年度からの後期５年間については、全市で８００人、うち教育委員会では１００人の削減を目標として定めている。

この計画に基づき、平成３０年度においては、校長・教員５人、管理用務員８人、給食調理員８人、指導主事等１人の計２２人分の定数を定員管理計画により減員する。なお、小・中・総合支援学校の教員等、いわゆる旧府費負担教職員については、定員管理計画による減員等の対象とはなっていない。

校長・教員及び事務職員の基礎定数の減について、小学校・中学校・総合支援学校において、児童生徒数等に基づき算出している教職員定数の基礎定数部分が、児童生徒数の減少等に伴い、校長・教員で４５人、事務職員で１３人の減員となる。

小学校・中学校・総合支援学校の加配定数については、国において教育課題に応じた様々な加配メニューが定められているが、そのうち、国で充実が見込まれる小学校専科教育に係る教員加配や主幹教諭加配、各教科研究指定加配について本市配当数の増が見込まれる一方で、コミュニティ・スクール導入促進加配が制度廃止されるなど、一部で減要素もあり、差引きが生じている。

その他、通級指導や日本語指導を担当する教員の加配について、現行の加配定数の一部を、対象となる児童生徒の数に応じて各自治体に再配分するいわゆる「加配定数の基礎定数化」が、平成２９年度から１０年間かけて段階的に行われている。こうした変動要素について、差引き合計で本市配当数が増加するものである。

高等学校における通級指導について、学校教育法施行規則等の改正により、平成３０年度から制度化されることになった。これに伴い、本市においても、高等学校教員の定数を１人増員する。

校長・教員の学級数減及び配置見直しについては、塔南高等学校の学級減に伴う教員の減員が２人、また、洛陽工業・伏見工業高校の京都工学院高校への統合の完了等に伴い、教員を１６人減員する。

事務局の指導主事については、嘱託化に伴う配置見直しを行い、５人を減員する。

最終的に９７人を減員し、平成３０年度条例定数を「８，９１７人，うち校長及び教員７，４１１人」と改正したい。

（委員からの主な意見）

【星川委員】 校長・教員の加配定数の改善増５名の内訳は。

【事務局】 専科加配の増で＋３０人、教科指定加配及び主幹教諭加配の増で＋１０人、コミュニティ・スクール加配の制度廃止による減で－５人、児童生徒支援加配の減で－３０人となっている。

【星川委員】 コミュニティ・スクール加配の制度廃止とは、国の制度がなくなったということか。

【事務局】 御指摘のとおり、国による制度廃止に伴うもの。

【星川委員】 高校の通級指導の増が1人ということは、1校で通級指導を実施するということか。

【事務局】 現在、高校の通級指導は、伏見工業高校定時制において国の委託を受けて国費で実施している。次年度、更に高校への巡回指導を実施するための増員分として+1人を申請している。

【星川委員】 加配定数は、近年増えているのか。

【事務局】 近年、文部科学省の狙いとして、安定した定数の実現のため、加配定数を基礎定数化する動きがある。そのため加配定数が減少し、基礎定数が増加している。また、その増減幅は、減少幅よりも増加幅の方が大きくなっている。ただし、児童生徒数の減少に伴い、児童生徒数で定まる基礎定数自体が減少傾向にあるため、トータルの教員数が増加傾向にあるわけではない。

(議決)

教育長が、議第32号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月16日 市立高校グローバルフェスタ 2017

12月17日 第25回全国中学駅伝

12月20日 教育福祉委員会

1月6日 京都市少年合唱団第58回修了演奏会

1月8日 成人の日記念式典

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時10分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長